証券コード　9658
平成27年６月４日

株　主　各　位

東京都港区西新橋一丁目２番９号
株式会社ビジネスブレイン太田昭和
代表取締役社長　石　川　俊　彦

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第48回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月22日（月曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月23日（火曜日）午前10時
２．場　　所　東京都港区西新橋一丁目２番９号
日比谷セントラルビル21階　会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項
１．第48期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第48期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役10名選任の件
第３号議案　取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.bbs.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

【全般的状況】

わが国経済の状況は、政府主導による各種経済対策や日本銀行による大規模な金融緩和策を背景として、大企業を中心とした企業収益や雇用情勢の改善が見られ、景気は緩やかな回復傾向が続いているものの、消費税率引き上げ後の個人消費の停滞感などもあり、先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような経済環境のもと、当社グループにおいては、受注環境は、前連結会計年度に引き続き堅調に推移しております。売上に関してもマネージメントサービス（ＢＰＯ）事業の売上が若干減少したものの、コンサルティング・システム開発事業の売上は前連結会計年度を大きく上回ったため、前連結会計年度を上回る売上を確保しております。売上総利益は、売上増加に伴う外部委託費の増加、人員増強に伴う人件費の増加等はあるものの、前連結会計年度を上回る実績を確保しております。また、販管費総額については人員増加に伴う人件費の増加により前連結会計年度と比較し増加しております。

その結果として、当連結会計年度における業績は、売上高18,336百万円（前連結会計年度比8.0％増）、営業利益1,045百万円（前連結会計年度比4.1％増）、経常利益1,067百万円（前連結会計年度比4.4％増）、当期純利益632百万円（前連結会計年度比11.4％増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

【コンサルティング・システム開発事業】

コンサルティング・システム開発事業の当連結会計年度は売上高15,029百万円（前連結会計年度比10.5％増）、セグメント利益945百万円（前連結会計年度比13.9％増）となりました。

会計システムのコンサルティングにつきましては、会計システム及びその周辺システムの再構築や同領域に係る業務改善に関して主要顧客を中心に案件を獲得しており、前連結会計年度を上回る売上を確保しております。

会計を中心としたシステム開発につきましては、受注に関して主要顧客を中心に案件を獲得しており、前連結会計年度を上回る結果となりました。また、売上・利益につきましても前連結会計年度を上回る実績を確保しております。

証券・銀行・生損保等金融業界のシステム開発につきましては、株式相場の上昇に伴い非常に好調であった前連結会計年度に引き続き、堅調に情報化投資案件を獲得しております。また、売上・利益につきましても好調であった前連結会計年度と比較し、若干の減少はあるものの、概ね一定の水準を確保しております。

ネットワークセキュリティに関する分野につきましては、標的型サイバー攻撃に対する脅威を多くの企業が認識する社会環境を背景に引き続き需要は高まっております。特にサイバー攻撃対策ソリューション（サイバーセキュリティサービス）分野のビジネスが堅調であり、前連結会計年度を上回る案件を獲得しております。また、積極的なマーケティング活動により、受注・売上とも前連結会計年度を上回る実績を確保しております。

ＰＬＭ(Product Lifecycle Management)支援ソリューションにつきましては、製造業を中心とした製品設計の効率化をもたらすソリューションを提供しておりますが、従来のＰＬＭパッケージでは実現出来なかった製品管理を可能にしたソリューションである「ＰＬＭconsole」を主軸とした受注を獲得しております。しかしながら、開発・サポート案件に関して、次フェーズへ進めなかった案件等の影響もあり、前連結会計年度と比較し売上・利益とも前連結会計年度を下回る結果となりました。

【マネージメントサービス（ＢＰＯ）事業】

マネージメントサービス（ＢＰＯ）事業の当連結会計年度は売上高3,307百万円（前連結会計年度比2.0％減）、セグメント利益108百万円（前連結会計年度比35.4％減）となりました。

国内企業を中心とした給与・労務等に係わるアウトソーシングにつきましては、主要顧客を中心に案件を獲得しており、引き続き堅調に推移しております。結果として売上・利益ともに概ね前連結会計年度並みの水準を確保しております。

グローバル・シェアード・サービス事業につきましては、アジア進出企業向けＢＰＯコンサルティングを中心に事業展開を行っておりますが、前連結会計年度に引き続き堅調に推移しております。結果として受注・売上ともに前連結会計年度を上回る実績を確保しておりますが、受注にいたるコンサルティングフェーズのコスト増加、案件増加に伴う人員採用コストの増加等もあり、利益に関しては、前連結会計年度を若干下回る結果となっております。

外資系企業を中心とした経理・財務等のアウトソーシング及びＩＴ技術者の派遣・ＩＴソリューションにつきましては、経理・財務等のアウトソーシング・ＩＴソリューションにおいて、前連結会計年度に引き続き案件を獲得しておりますが、ＩＴ技術者派遣事業の事業譲渡により、受注・売上ともに、前連結会計年度を下回る結果となりました。しかしながら、低迷していたＩＴ技術者派遣事業の譲渡に伴う経費削減により、前連結会計年度を上回る利益を確保しております。

人材派遣につきましては、東京地区の引き合いが回復状況にあること、また、事業展開している東海地区においても徐々に回復している状況にあり、結果として受注・売上・利益ともに前連結会計年度を上回る実績を確保しております。

医療機関等に対する人材派遣・事務請負につきましては、前連結会計年度において主要顧客に派遣受入方針の転換等があったことにより、契約が終了した案件が発生いたしました。この結果、当連結会計年度においても、受注・売上・利益ともに減少しております。

当連結会計年度より熊本に立ち上げましたＢＰＯセンター事業につきましては、第１四半期連結会計期間より本格的な事業活動を開始しております。事業立上のための人員募集費・研修等により販管費が増加しておりますが、当初計画の想定範囲にて推移しております。

当第２四半期連結会計期間において株式取得した㈱テクノウェアシンクにつきましては、損害保険会社の保険代理店向けシステムサポートサービスを提供しておりますが、受注・売上・利益ともに計画の想定範囲にて推移しております。

以上の結果、当社グループの事業別売上の状況は、次のとおりとなりました。

事　　業	売上高(百万円)	構成比(%)
コンサルティング・システム開発	15,029	82.0
マネージメントサービス（ＢＰＯ）	3,307	18.0
合　　計	18,336	100.0

② 設備投資の状況

当社グループでは、当連結会計年度において、総額126百万円の設備投資を行っております。

その主なものは、販売を目的としたソフトウェアの作成22百万円、自社利用を目的としたソフトウェアの作成及び購入58百万円、事務所移転等による建物付属設備の取得38百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は平成26年９月に株式会社テクノウェアシンクの株式を取得し、連結子会社といたしました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区　分	第45期	第46期	第47期	第48期（当期）
	平成23.4～平成24.3	平成24.4～平成25.3	平成25.4～平成26.3	平成26.4～平成27.3
受注高	15,800	15,873	16,663	19,315
売上高	15,374	15,978	16,973	18,336
経常利益	866	811	1,022	1,067
当期純利益	251	464	567	632
１株当たり当期純利益	31円60銭	65円70銭	110円26銭	122円30銭
総資産	10,291	10,300	10,660	11,693
純資産	5,977	5,160	5,550	6,379

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ミックス	40,000千円	100.0%	医療福祉機関の運営支援及び業務改善の指導
グローバルセキュリティエキスパート株式会社	270,000千円	51.0%	セキュリティ関連のコンサルティング及びソリューション
株式会社ファイナンシャルブレインシステムズ	410,000千円	90.6%	金融機関向けシステム開発
株式会社ＥＰコンサルティングサービス	300,000千円	100.0%	経理・財務、人事・給与、ＩＴ分野のアウトソーシング
株式会社ＰＬＭジャパン	99,000千円	51.0%	ＰＬＭシステム構築支援ソリューション
株式会社アイ・エス・エス	41,000千円	90.2%	人材派遣、人材紹介、データエントリー
株式会社ＢＢＳアウトソーシング	10,000千円	100.0%	経理・財務及び人事・給与分野のアウトソーシング
株式会社テクノウェアシンク	100,000千円	100.0%	損害保険会社の保険代理店向けシステムサポート

（注）１．当社の非連結子会社であった株式会社ＢＢＳアウトソーシングは、重要性が増したため当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

２．株式会社テクノウェアシンクは平成26年９月１日の株式取得に伴い、連結子会社となりました。

(4) 対処すべき課題

わが国経済は、政府主導による各種経済対策や日本銀行による大規模な金融緩和策を背景として、大企業を中心とした企業収益や雇用情勢の改善が見られ、景気は緩やかな回復傾向が続いているものの、消費税率引き上げ後の個人消費の停滞感などもあり、先行き不透明な状況が続くと思われます。国内企業を主要顧客とする当社グループにおいても同様の事業環境が想定されますので、企業経営において注意深い配慮と戦略が必要とされております。

このような環境下におきましては、グループ経営基盤の強化と安定化・高付加価値化に向けた事業ポートフォリオ改革の推進が中心的な課題となりますが、生産性向上や総原価低減による競争力強化への取り組みも継続的な課題であります。また、昨今の事業環境の変化を勘案しますと、顧客企業の事業活動に連動したグローバル事業の拡大や公正・適切な企業活動を通じた社会貢献についてもより一層の取り組みが必要な課題と考えております。上記の課題に対応するため、具体的には以下の方針で対処してまいります。

① グループ経営基盤の強化

グループ連携による事業最適化の推進、各社得意分野・成長分野への集約を図ると共に、「人財力アップ」により企業体質の強化を図ってまいります。

・営業・コンサル・ソリューション三位一体となった事業モデルの推進
・見積精度の向上及び契約時におけるリスクの排除、プロジェクトマネジメント強化による大口不採算案件の撲滅
・営業プロセスおよび営業管理の強化とグループ営業シナジーの発揮
・継続的「人財開発」による人財力(ぢから)のアップ
・協業パートナー開拓による外部「人財」の確保

② 事業ポートフォリオ改革の推進

事業の安定化・高付加価値化に向けた取り組みを加速させてまいります。

・既存顧客との関係強化を図り、繰り返し受注による安定収益確保とリスクの低減
・マネージメントサービス（ＢＰＯ）事業の拡大による経営の安定化
・新技術を睨んだ新規サービスの早期立ち上げと他社差別化の強力推進

③ 重点事業の拡大

重点成長分野の体制強化を図り、事業を拡大させてまいります。

・中国、ＡＳＥＡＮを中心としたグローバル事業の拡大

・熊本センター300人体制に向けてのアウトソーシング事業の拡大

・セキュリティ事業３倍化に向けて事業体制の整備、確立

④ 経営体力の強化

革新的な生産性向上や総原価低減による競争力強化への取り組みを継続させてまいります。

・コンサルティング、プロジェクトマネジメント業務の体制整備・強化と「人財」の早期育成・確保

・経営会計を中心とした必要スキルの明確化と教育プログラムの整備、実施

・グローバル人財確保のための社内ローテションの推進

・プロジェクト管理と生産性向上のさらなる施策によるシステム開発力の向上

・新人事制度と一体となった人財開発センターの設置と本格稼働

・販管費率の低減による収益確保

⑤ 公正・適切な企業活動を通じた社会貢献

・ＣＳＲ・プロモーション活動強化によるブランド価値の向上

・社員の安心・安全・安定を実現するための職場環境づくり

・社員への「コンプライアンスガイド」周知徹底

・働きやすく、活力ある職場の実現

(5) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は次のとおりであります。

事業	サービス内容
コンサルティング・システム開発	コンサルティング ○ 連結経営管理基盤の構築 連結経営管理基盤グランドデザイン、連結予算管理、連結資金管理、連結原価管理、連結会計、内部取引管理、プロジェクト会計、連結業績管理、統合マスター管理、経営情報管理、サプライチェーン・プロフィット・マネージメント ○ 単体会計コンサルティング 財務会計、原価計算・原価管理、予算管理・見通し管理、製品ライフサイクル管理、資金管理 ○ 基幹業務管理 調達購買管理 ○ 人事管理サービス 人事制度構築支援 ○ 間接業務の集約化 SSC（シェアード・サービス・センター）構築支援サービス ○ 業務・システム診断、評価 間接業務最適化診断サービス、業務アプリケーションRFP作成＆選定支援サービス、システム診断（ITガバナンス評価）、ホワイトカラー業務の可視化・効率化 ○ 法令対応コンサルティング IFRS対応、内部統制コンサルティング、電子帳簿保存法対応 ○ 中国アジア進出支援 Global Shared Service（グローバル・シェアード・サービス）、New Golden Triangle Service、China&Asia Landing Service、仕訳HUBクラウド&CFO代行サービス ○ 情報セキュリティ研究所 情報漏えい対策への支援サービス ○ セキュリティリスクマネージメント（BCP、標的型メール訓練サービス）コンサルティング ○ ＩＳＯ、プライバシーマーク等認証取得支援
	システム開発 ○ MBB業務テンプレート 工事管理テンプレート、販売管理テンプレート、不動産賃貸管理テンプレート、調達・購買テンプレート、プロジェクト管理テンプレート、仕訳HUBテンプレート、会計テンプレート ○ 業務パッケージ導入 ACT-NetPro、仕訳HUB、QlikView、FutureStage、DIVA ○ スクラッチ開発 統合開発支援ツールMBBの利用、M-SI開発標準の利用 ○ エンジニアリング分野における各種ソリューションの提供と導入 （PLMconsole、CADデータ管理、部品表ｿﾘｭｰｼｮﾝ3D-BOM、工程設計ｿﾘｭｰｼｮﾝ） ○ 証券・金融系システムソリューション ○ 医療・福祉関連の経営改善支援、システム開発

事　　業	サ　ー　ビ　ス　内　容
マネージメントサービス（ＢＰＯ）	○ 人事・給与・労務アウトソーシング ○ 経理財務アウトソーシング ○ 情報システムアウトソーシング ○ ＩＦＲＳマネージメントサービス ○ 医療福祉機関の運営支援、医療事務代行 ○ 人材派遣、データエントリー ○ データセンターの運営管理支援 ○ 外資系企業の国内支社向けアウトソーシング ○ 損害保険会社の保険代理店向けシステムサポート

(6) 主要な事業所（平成27年３月31日現在）

① 当社

本　　社	東京都港区
事　業　所	大阪市北区、名古屋市中区、浜松市中区

② 主要な子会社

株式会社ミックス	静岡市葵区、東京都港区
グローバルセキュリティエキスパート株式会社	東京都港区
株式会社ファイナンシャルブレインシステムズ	東京都港区
株式会社ＥＰコンサルティングサービス	東京都港区
株式会社ＰＬＭジャパン	東京都港区、名古屋市中区、大阪市北区
株式会社アイ・エス・エス	浜松市中区、東京都港区
株式会社ＢＢＳアウトソーシング	東京都港区、熊本市中央区
株式会社テクノウェアシンク	東京都新宿区

（注）株式会社テクノウェアシンクは、平成27年４月27日に東京都港区へ移転しております。

(7) 従業員の状況（平成27年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業	従業員数（人）	前連結会計年度末比増減(人)
コンサルティング・システム開発	673（42）	29（6）
マネージメントサービス（ＢＰＯ）	280（216）	99（53）
全社（共通）	25（9）	2（2）
合計	978（267）	130（61）

（注）１．従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
２．全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数（人）	前事業年度末比増減（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
452（70）	24（12）	40.1	10.8

（注） 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	210,000千円
株式会社三井住友銀行	100,080千円
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	90,000千円

（注） 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社からの借入額90,000千円は、従業員持株ＥＳＯＰ信託による借入金であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、平成26年11月19日付をもちまして、当社株式は東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）から同取引所市場第二部に市場変更いたしました。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　35,600,000株

② 発行済株式の総数　8,000,000株

③ 株主数　8,613名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ＢＢＳグループ従業員持株会	461,980株	8.12%
株式会社ケイ・ワイ	440,700	7.75
ＪＦＥシステムズ株式会社	300,000	5.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ＥＳＯＰ信託口・75753口）	273,000	4.80
株式会社日立ソリューションズ	260,000	4.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株ＥＳＯＰ信託口・75561口）	197,000	3.46
関節	120,000	2.11
木村幸弘	113,300	1.99
株式会社クレオ	100,000	1.76
前田建設工業株式会社	100,000	1.76

（注）１．当社は、自己株式を2,311,939株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式数を控除して計算しております。

３．当社は、平成27年２月26日開催の取締役会において、従業員の帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「株式付与ＥＳＯＰ信託」の導入を決議しました。この導入に伴い、平成27年３月17日付にて、当社株式273,000株が三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社に信託され、共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ＥＳＯＰ信託口・75753口）の名義となっております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、平成26年11月26日開催の取締役会の決議に基づき、平成26年12月１日付で1,046,000株の自己株式を消却いたしました。

(2) 新株予約権等の状況（平成27年３月31日現在）

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
石川俊彦	代表取締役社長	
神村昌宏	代表取締役専務執行役員（グループ事業統括）	株式会社ＰＬＭジャパン代表取締役
野崎正幸	取締役常務執行役員（グループ管理統括兼管理本部長）	
松本松仁	取締役執行役員（グループ調達統括兼調達本部長）	株式会社アイ・エス・エス代表取締役
小宮一浩	取締役執行役員（コンサルティング統括本部長）	株式会社ＢＢＳアウトソーシング代表取締役
松井雅史	取締役執行役員（グループ製造統括兼ソリューション統括本部長）	
梅澤惠二	取締役	株式会社ファイナンシャルブレインシステムズ代表取締役
西條洋	取締役（社外取締役）	株式会社日立ソリューションズ・クリエイト代表取締役
岩渕信夫	常勤監査役（社外監査役）	公認会計士 株式会社ウイルプラスホールディングス社外監査役
渋谷道夫	監査役（社外監査役）	公認会計士 株式会社良品計画社外監査役
立岡繁	監査役（社外監査役）	
古谷伸太郎	監査役（社外監査役）	公認会計士

（注）１．取締役西條洋氏は、社外取締役であります。
２．常勤監査岩渕信夫、監査役の渋谷道夫、立岡繁、古谷伸太郎の各氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役岩渕信夫、監査役渋谷道夫及び監査役古谷伸太郎の各氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、西條洋、岩渕信夫、渋谷道夫、立岡繁、古谷伸太郎の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に辞任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

③　取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	9名 (1)	156百万円 (2)
監査役 （うち社外監査役）	5名 (5)	13百万円 (13)
合計 （うち社外役員）	14名 (6)	169百万円 (15)

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、平成４年６月26日開催の第25回定時株主総会において年額270百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、平成16年６月29日開催の第37回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
４．報酬等の総額には、平成26年６月24日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名及び監査役１名を含んでおります。なお当事業年度末日現在の会社役員の人数は、取締役８名及び監査役４名であります。
５．当社は、平成25年6月25日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。
これに基づき、当事業年度中に退任した取締役１名に対し、11百万円の役員退職慰労金を支給しております。
６．取締役の員数は８名ですが、無支給者が１名いるため支給員数と相違しております。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の業務執行者、社外役員の兼職状況

地位	氏名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	西條　洋	株式会社日立ソリューションズ・クリエイト	代表取締役
監査役	岩渕信夫	株式会社ウイルプラスホールディングス	社外監査役
監査役	渋谷道夫	株式会社良品計画	社外監査役
監査役	立岡　繁	―	―
監査役	古谷伸太郎	―	―

（注）１．当社と株式会社日立ソリューションズ・クリエイトとの間に重要な取引関係はありません。
２．当社と株式会社ウイルプラスホールディングスとの間に重要な取引関係はありません。
３．当社と株式会社良品計画との間に重要な取引関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

氏　　名	主な活動状況
取締役 西條　洋	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、株式会社日立ソリューションズ常務執行役員の経験を踏まえ、営業面及び管理面に関しての発言がなされました。
監査役 岩渕信夫	監査役就任後に開催された取締役会9回のうち9回全てに出席、監査役会11回のうち11回全てに出席し、長年の公認会計士としての経験を踏まえ、会計監査人の会計監査、内部統制の状況等に関する発言がなされました。
監査役 渋谷道夫	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回全てに出席、監査役会16回のうち16回全てに出席し、長年の公認会計士としての経験を踏まえ、会計的な側面からの発言や内部統制の状況等に関する発言がなされました。
監査役 立岡　繁	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回全てに出席、監査役会16回のうち16回全てに出席し、これまでの株式会社日立コンサルティング副社長における経験等から、営業面及び管理面に関しての発言がなされました。
監査役 古谷伸太郎	監査役就任後に開催された取締役会10回のうち10回全てに出席、監査役会12回のうち12回全てに出席し、長年の公認会計士としての経験を踏まえ、主に会計的な側面及び法律的な側面からの発言がなされました。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、いずれも法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名　　称　　ひびき監査法人

（注）当社の会計監査人でありました新橋監査法人（消滅法人）は、平成26年７月１日付で、大阪監査法人（存続法人）と合併し、同日付で大阪監査法人の名称をひびき監査法人と改めました。これに伴いまして、ひびき監査法人が会計監査人となっております。

② 報 酬 等 の 額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	22,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

1．当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、取締役をはじめとする全従業員がとるべき行動の基準・規範を示した「ＢＢＳグループ社員行動規範」を制定し、これを当社グループの企業活動の企業倫理として当社グループの全従業員が遵守する。

(2) 当社の取締役は、ＢＢＳグループ全体におけるコンプライアンスの遵守及びその徹底を率先垂範するとともに、その実践的運用を行う体制を構築し、当社グループの全従業員に対するコンプライアンス教育を実施する。

(3) 当社は、常勤取締役及び常勤監査役で構成される「コンプライアンス委員会」を設置し、ＢＢＳグループのコンプライアンス体制の整備、計画及び問題点等の把握を行う。

(4) ＢＢＳグループにおいて法令、社内規則や社会倫理に反すると疑われる行為があった場合、これを直接通報できる体制を確保する。このために、ＢＢＳグループに「内部通報制度運用規程」を定め、通報窓口として社外弁護士を含む「コンプライアンス・ホットライン」を設置する。通報者においては、本人の希望により匿名性が約束され安全と利益が保証される。コンプライアンス委員会は、必要に応じ通報事実についての調査を指揮・監督し、代表取締役と協議のうえ、必要と認められる適切な対策を行う。必要であると認めた場合、ＢＢＳグループ内において事実を開示し、対策及び結果について周知徹底する。

(5) 当社は、代表取締役社長直轄の監査室を設ける。

監査室は、ＢＢＳグループの業務全般に関し法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役会に対して報告するとともに、内部監査により判明した指摘事項についてフォローアップを実施しＢＢＳグループ全体のコンプライアンスの推進に努める。

(6) ＢＢＳグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的組織による不当要求等に対して毅然とした態度を堅持し、また反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、健全な企業経営を実現する。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ）、その他の重要な情報を社内規程に基づき各々の担当職務に従い適切に保存、管理する。

① 株主総会議事録及びその関連資料
② 取締役会議事録及びその関連資料
③ 取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録
④ 取締役を決定者とする決定書類及び付属書類
⑤ その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

(2) 上記(1)に定める文書は少なくとも10年間保管するものとし、株主を含む権限者及び必要な関係者が閲覧できる体制を維持する。

(3) 取締役会の議長は、情報の保存及び管理を監視・監督する責任者となり、この任務には会社法所要の議事録の作成に係る職務を含むものとする。

３．当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 事業の継続、発展を実現するため、「リスクマネジメント委員会」を設置し、委員会の統括責任者としてリスクマネジメント担当取締役を任命する。

(2) リスクマネジメント委員会は、リスクの種類ごとに責任部署を定め、グループ会社の各責任者はリスク管理の実効性を高めるための諸施策を立案、実施し、適宜リスク管理の状況をモニタリングする。

(3) リスクマネジメント委員会は、ＢＢＳグループの経営に多大な影響を与えるリスクが発生した場合に備え、予め必要な対応方針、体制等を整備し、発生したリスクによる損失を最小限にとどめるために必要な措置を講じるための対応を行う。

(4) 債権管理等に関しては、債権管理に関連する規程、取引先選定基準等の事業遂行上のリスクを管理する規程等にしたがって処理し、事故の防止に努める。

(5) 経営会議、グループ経営会議及び情報セキュリティ委員会は、平時において有事対応体制の整備を行い、有事の対応については、ＢＢＳグループの職務分掌に基づく役割分担に応じ連携してこれにあたる。

4．財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報を適正かつ適時に報告するため、内部統制の基本方針を定め、財務報告の信頼性向上に係る内部統制システムの整備・充実を図る。

5．当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、職務の執行の決定が適切かつ迅速に行われるよう、経営会議及びグループ経営会議を設置し、全般的経営方針、経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議する。

(2) 当社及び当社子会社の取締役会において、経営計画の策定、経営計画に基づく各業務担当取締役による事業部門ごとの業績目標と予算を設定し、月次ならびに四半期業績管理を実施する。また、取締役会及び経営会議、グループ経営会議による月次、四半期業績のレビューと改善策の実施を適切に行い、取締役の職務遂行の効率化を図る。

(3) 取締役会が十分に機能するよう、その運営実務を遂行するための事務局を設置する。

(4) 当社代表取締役社長は、ＢＢＳグループの事業とスタッフから構成される全体組織を統括し、その効率的運営と監視、監督体制の整備を行う。

(5) 各取締役の職務分掌と権限については、適切な役割分担と連携が確保される体制を構築する。

(6) コーポレート・ガバナンスの視点から、取締役の職務の執行を監視し、ガバナンスの強化を図るために、「コーポレート・ガバナンス委員会」を設置する。

(7) 当社及び当社子会社中期経営計画及び年度予算を策定し、グループ全体としての目標達成に向けて、各社・各部門において具体的な戦略を立案・実行できる体制を構築する。

6．当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社における取締役、監査役を当社から派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査する。

(2) 当社は、ＢＢＳグループの企業集団としての業務の適正性と効率性を確保するために必要な「関係会社管理規程」を策定し、本規程に基づき、グループ会社の業務執行状況を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。

(3) グループ各社の代表取締役社長により構成される「グループ経営会議」を定期的に開催し、当社代表取締役による議事運営のもと、グループ各社の代表取締役社長はグループ会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について報告し、グループ経営執行上の重要課題の審議決定を行う。

(4) 当社は、監査役が自らまたは監査役会を通じてＢＢＳグループ全体の監視・監督を実効的かつ適正に行えるよう、会計監査人及び監査室との緊密な連携が維持できる体制を構築する。

(5) 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性及び特質を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備する。

7．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助するために、監査役から求めがあったときは、代表取締役社長との間で意見交換を行い、監査役の職務を補助する使用人として適切な人材を配置する。

8．前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役の職務を補助するための使用人については、その独立性を確保するために、当該使用人の任命、人事異動は、常勤監査役が代表取締役社長との間で意見交換を行い、監査役会の同意を得て決定する。

(2) 監査役の職務を補助するための使用人についての人事考課は、その独立性を確保するために常勤監査役が行う。

9．監査役の第７項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役の職務を補助するための使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事する。

(2) 監査役の職務を補助するための使用人に関して、監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に徹底する。

10. 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
(1) 当社及び当社子会社の取締役は、取締役会において定期的にあるいは随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
(2) 常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議、グループ経営会議等の重要な意思決定が行われる会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人から説明を求める。
(3) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、ＢＢＳグループ各社に重大な損失を与える事項が発生しまたは発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、直ちに監査役会に報告するものとする。
11. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1) 監査役に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備する。
(2) 通報者に不利益が及ばないよう内部通報窓口「コンプライアンス・ホットライン」への通報状況とその処理の状況を速やかに監査役に報告する。
12. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
13. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役会は、定期的に代表取締役社長と会合をもち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
(2) 監査役は、監査室と密接な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を求める。
(3) 監査役は、会計監査人と定期的に会合をもち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

(4) 監査役会の透明性、独立性を高めるため、法律が定める独立性要件を満足する社外監査役を任命する。

(5) 監査役会は、必要に応じて、グループ各社の監査役と会合をもち、監査上の重要事項があれば報告を受け、意見交換を行う。

（注）１．「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第６号）が平成27年５月１日に施行されることに伴い、平成27年4月30日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の体制は当該改定がなされた後のものです。なお、改定内容は、当社グループの業務の適性を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの現状に則した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現への変更をしたものであります。

２．監査報告において相当性を表明する内部統制システムの基本方針は、当事業年度中に存在した改正前の基本方針であります。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は創業以来一貫して、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと考えております。利益配分につきましては、株主の皆様への安定的な利益配当を基本に、当期業績に基づく株主の皆様への利益還元と財務体質強化のための内部留保を総合的に勘案して実施する方針であります。

当事業年度の期末配当金につきましては、東京証券取引所市場第二部への市場変更を記念いたしまして、１株につき12円（うち、記念配当２円）とさせていただきました。すでに、平成26年11月に実施済みの中間配当金１株当たり10円と合わせまして、年間配当金は１株当たり22円となります。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**8,929,254**	**流動負債**	**3,125,020**
現金及び預金	5,265,082	買掛金	790,348
売掛金	3,039,366	1年内返済予定の長期借入金	200,080
仕掛品	136,368	リース債務	8,593
貯蔵品	4,341	未払金	279,111
繰延税金資産	278,374	未払法人税等	201,676
その他	205,974	賞与引当金	621,304
貸倒引当金	△251	役員賞与引当金	54,400
固定資産	**2,764,131**	事業所移転損失引当金	4,485
有形固定資産	**177,081**	その他の引当金	13,409
建物	103,812	その他	951,614
工具、器具及び備品	42,345	**固定負債**	**2,189,611**
土地	373	長期借入金	200,000
リース資産	30,551	リース債務	22,287
無形固定資産	**335,038**	退職給付に係る負債	1,826,500
のれん	189,336	その他	140,824
ソフトウエア	139,576	**負債合計**	**5,314,631**
その他	6,126	**純資産の部**	
投資その他の資産	**2,252,012**	**株主資本**	**5,955,579**
投資有価証券	1,240,062	資本金	2,233,490
繰延税金資産	572,963	資本剰余金	2,339,452
その他	439,587	利益剰余金	2,967,093
貸倒引当金	△600	自己株式	△1,584,456
		その他の包括利益累計額	58,728
		その他有価証券評価差額金	108,192
		退職給付に係る調整累計額	△49,464
		少数株主持分	364,447
		純資産合計	6,378,754
資産合計	**11,693,385**	**負債純資産合計**	**11,693,385**

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		18,335,605
売上原価		14,841,531
売上総利益		3,494,074
販売費及び一般管理費		2,449,555
営業利益		1,044,519
営業外収益		
受取利息	5,522	
受取配当金	27,196	
保険事務手数料	2,346	
保険解約益	6,444	
その他	9,311	50,819
営業外費用		
支払利息	3,732	
有価証券償還損	6,168	
ゴルフ会員権評価損	7,068	
事務所移転費用	7,119	
その他	3,822	27,909
経常利益		1,067,429
特別利益		
投資有価証券売却益	29,306	
事業譲渡益	120,000	149,306
特別損失		
事業構造改善費用	25,582	
和解金	31,000	56,582
税金等調整前当期純利益		1,160,153
法人税、住民税及び事業税	425,352	
法人税等調整額	87,465	512,817
少数株主損益調整前当期純利益		647,336
少数株主利益		15,078
当期純利益		632,258

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,233,490	2,731,671	2,439,949	△2,064,880	5,340,230
会計方針の変更による累積的影響額			△6,102		△6,102
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	2,233,490	2,731,671	2,433,847	△2,064,880	5,334,128
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△102,525		△102,525
当期純利益			632,258		632,258
自己株式の取得				△280,502	△280,502
自己株式の処分		157,492		216,561	374,053
自己株式の消却		△544,365		544,365	－
連結範囲の変動			3,513		3,513
連結子会社株式の売却による持分の増減		△5,346			△5,346
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	△392,219	533,246	480,424	621,451
当連結会計年度末残高	2,233,490	2,339,452	2,967,093	△1,584,456	5,955,579

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	71,913	△57,234	14,679	195,234	5,550,143
会計方針の変更による累積的影響額					△6,102
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	71,913	△57,234	14,679	195,234	5,544,041
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△102,525
当期純利益					632,258
自己株式の取得					△280,502
自己株式の処分					374,053
自己株式の消却					－
連結範囲の変動					3,513
連結子会社株式の売却による持分の増減					△5,346
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	36,279	7,770	44,049	169,213	213,262
当連結会計年度変動額合計	36,279	7,770	44,049	169,213	834,713
当連結会計年度末残高	108,192	△49,464	58,728	364,447	6,378,754

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　８社

・連結子会社の名称　㈱ミックス
グローバルセキュリティエキスパート㈱
㈱ファイナンシャルブレインシステムズ
㈱ＥＰコンサルティングサービス
㈱ＰＬＭジャパン
㈱アイ・エス・エス
㈱ＢＢＳアウトソーシング
㈱テクノウェアシンク

当連結会計年度において、前連結会計年度まで非連結子会社であった㈱ＢＢＳアウトソーシングについて重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

また、㈱テクノウェアシンクは平成26年９月１日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。

② 非連結子会社の状況

・非連結子会社の名称　BBS(Thailand)Co.,Ltd.
BBS(Thailand)Co.,Ltd.は当連結会計年度において新たに設立した会社であります。

・連結の範囲から除いた理由　非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社の状況

・持分法適用の非連結子会社又は関連会社数
－社

② 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の状況

・非連結子会社の名称　BBS(Thailand)Co.,Ltd.

・持分法を適用しない理由　非連結子会社は、連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．その他有価証券

・時価のあるもの　期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

ロ．たな卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛品　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・貯蔵品　最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）　定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　３～39年

器具備品　２～17年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

・ソフトウェア（販売目的）　見込有効期間（３年以内）における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を償却しております。

・ソフトウェア（自社利用目的）　社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法によって償却しております。

・その他　定額法を採用しております。

ハ．リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　売掛金等の債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ．役員賞与引当金　役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

ニ．受注損失引当金　　ソフトウェアの請負契約に基づく開発等のうち、当事業年度末で将来の損失が見込まれ、かつ当該損失を合理的に見積ることが可能なものについては、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

ホ．事業所移転損失引当金　　事業所移転に伴い、発生が見込まれる固定資産除却損、原状回復費用、その他移転関連費用等について合理的な見積り額を計上しております。

④　退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の連結会計年度で一括して費用処理することとしております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として８年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤　重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア開発に係る売上高及び売上原価の計上基準

イ．当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる開発　　進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

ロ．その他の開発　　完成基準

⑥　のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定した上で均等償却することとしております。

また、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた連結会計年度に一時に償却しております。

なお、平成22年４月１日前の企業結合等に係る負ののれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定した上で均等償却することとしております。

⑦　その他連結計算書類作成のための重要な事項

・消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用）

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年３月26日）を当連結会計年度より適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っており、当該変更による影響額はありません。

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が9,481千円増加し、利益剰余金が6,102千円減少しております。また、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

なお、１株当たり純資産は1.17円減少しております。また、１株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等が平成26年４月１日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度からこれらの会計基準等（ただし、連結会計基準第39項に掲げられた定めを除く。）を適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)、連結会計基準第44－５項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益はそれぞれ20,000千円減少し、税金等調整前当期純利益は11,694千円減少しております。また、当連結会計年度の資本剰余金が5,346千円減少しております。

なお、１株当たり当期純利益は2.83円減少しております。

３．表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「ゴルフ会員権評価損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「ゴルフ会員権評価損」は50千円であります。

４．連結貸借対照表等に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　187,459千円

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	9,046千株	－千株	1,046千株	8,000千株

（2）自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	3,968千株	0千株	1,186千株	2,782千株

（注）１．普通株式の発行済株式総数の減少1,046千株は、自己株式の消却による減少1,046千株であります。

２．普通株式の自己株式の株式数の増加０千株は単元未満株式の買取による増加０千株であります。

３．普通株式の自己株式の株式数の減少1,186千株は、第三者割当による自己株式の処分による減少91千株、自己株式の消却による減少1,046千株、従業員持株ＥＳＯＰ信託から従業員持株会への売却による減少49千株であります。

４．普通株式の自己株式の株式数には、従業員持株ＥＳＯＰ信託が保有する当社株式（当連結会計年度期首246千株、当連結会計年度末197千株）が含まれております。

５．普通株式の自己株式の株式数には、平成27年２月26日開催の取締役会において導入を決議いたしました株式付与ＥＳＯＰ信託が保有する当社株式（当連結会計年度末273千株）が含まれております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ．平成26年４月28日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　53,242千円
・１株当たり配当金額　10円
・基準日　平成26年３月31日
・効力発生日　平成26年６月25日

ロ．平成26年10月30日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　53,941千円
・１株当たり配当金額　10円
・基準日　平成26年９月30日
・効力発生日　平成26年11月28日

（注）１．上記の平成26年３月31日を基準日とする「配当金の総額」には、従業員持株ＥＳＯＰ信託が保有する株式に対する配当金2,459千円が含まれております。
２．上記の平成26年９月30日を基準日とする「配当金の総額」には、従業員持株ＥＳＯＰ信託が保有する株式に対する配当金2,199千円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成27年４月30日開催の取締役会において次のとおり決議いたしました。

・配当金の総額　68,257千円
・配当の原資　利益剰余金
・１株当たり配当金額　12円
・基準日　平成27年３月31日
・効力発生日　平成27年６月24日

（注）１．上記の「配当金の総額」には、従業員持株ＥＳＯＰ信託が保有する当社株式に対する配当金2,364千円が含まれております。
２．上記の「配当金の総額」には、株式付与ＥＳＯＰ信託が保有する当社株式に対する配当金3,276千円が含まれております。

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については原則として預金等を中心として元本が保証されるか若しくはそれに準じる安定的な運用成果の得られるものを対象としております。また、短期的な資金調達については銀行借入によりますが、長期にわたる投資資金は銀行借入及び増資にて調達する方針であります。デリバティブに関連する取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、原則として１ヶ月以内の回収を基本としております。当該リスクに関しては、当社グループの経理規程に従い、経理部が取引先ごとの期日管理及び残高管理を毎月行うとともに、回収遅延のおそれのあるときは営業部門と連絡を取り、速やかに適切な処理を取るようにしております。

投資有価証券である株式、投資信託は、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。株式は主に業務上の関係を有する企業の株式でありますが、定期的に

時価や発行体企業の財務状況を把握しております。また、投資信託については市場環境等の継続的なモニタリングを通して保有状況の見直しの検討をしております。営業債務である買掛金は、原則として１ヶ月以内の支払期日となっております。借入金は、自己株式取得に係る政策的な資金調達であります。当社グループの基本方針として所要資金については原則として自己資金で賄うこととし、グループ各社の必要資金は親会社である当社が貸付金又は増資引受により子会社に融通又は供与することとしております。

営業債務や短期借入金及び１年内返済予定の長期借入金は、流動性リスクに晒されていますが、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの管理方法をとるとともに、資金供給元である当社において手元流動性を高水準に保つことによりリスクを回避しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	5,265,082	5,265,082	－
(2) 売掛金	3,039,366	3,039,366	－
(3) 投資有価証券	1,208,974	1,208,974	－
資産計	9,513,422	9,513,422	－
(1) 買掛金	790,348	790,348	－
(2) 長期借入金	200,000	198,070	△1,930
負債計	990,348	988,418	△1,930

（注）１．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負　債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものの時価は、帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	31,088

3．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内（千円）	1年超5年以内（千円）	5年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	5,264,349	－	－	－
売掛金	3,039,366	－	－	－
合計	8,303,715	－	－	－

4．長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内（千円）	1年超2年以内（千円）	2年超3年以内（千円）	3年超4年以内（千円）	4年超5年以内（千円）	5年超（千円）
長期借入金	－	100,000	100,000	－	－	－
合計	－	100,000	100,000	－	－	－

7．賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

8．1株当たり情報に関する注記

(1)　1株当たり純資産額　1,152円59銭

(2)　1株当たり当期純利益　122円30銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10．その他の注記

追加情報

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引（従業員持株ＥＳＯＰ信託））

当社は従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当社の業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、「従業員持株ＥＳＯＰ信託」を導入しております。

(1) 取引の概要

従業員持株ＥＳＯＰ信託は、当社従業員持株会の「ＢＢＳグループ従業員持株会」（以下「持株会」）が5年間にわたり取得すると見込まれる数の当社株式を一括取得し、毎月一定日に持株会へ売却を行います。

(2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

「従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号　平成27年３月26日）第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託が保有する当社株式の信託における帳簿価額は、前連結会計年度108,623千円、当連結会計年度87,022千円で、株主資本において自己株式として計上しております。

また、当該株式の期末株式数は、前連結会計年度246千株、当連結会計年度197千株、期中平均株式数は、前連結会計年度269千株、当連結会計年度220千株であり、１株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引（株式付与ＥＳＯＰ信託））

当社は従業員の帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図ることを主たる目的として、信託を通じて自社の株式を交付する「株式付与ＥＳＯＰ信託」を導入しております。

(1) 取引の概要

当社が従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定しております。当該信託は、予め定める従業員向け株式交付規程に基づき、従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を一括取得し、その後、従業員向け株式交付規程に従い、当社株式を従業員に交付します。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度において280,371千円、273千株であります。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**4,598,349**	**流動負債**	**1,773,098**
現金及び預金	2,455,835	買掛金	457,733
売掛金	1,800,130	1年内返済予定の長期借入金	200,080
仕掛品	63,915	リース債務	7,825
貯蔵品	3,791	未払金	152,889
前渡金	29,941	未払費用	61,783
前払費用	22,278	未払法人税等	131,507
繰延税金資産	166,436	未払消費税等	192,208
その他	56,023	前受金	65,229
固定資産	**3,548,567**	預り金	55,062
有形固定資産	**131,704**	前受収益	8,154
建物	75,467	賞与引当金	397,228
工具、器具及び備品	27,237	役員賞与引当金	30,000
リース資産	29,000	株主優待引当金	13,400
無形固定資産	**111,660**	**固定負債**	**1,222,099**
ソフトウエア	111,526	長期借入金	200,000
その他	134	リース債務	21,376
投資その他の資産	**3,305,203**	長期未払金	95,666
投資有価証券	1,217,412	退職給付引当金	785,347
関係会社株式	1,654,104	預り保証金	119,710
関係会社長期貸付金	20,000	**負債合計**	**2,995,197**
繰延税金資産	292,934	**純資産の部**	
敷金及び保証金	243,699	**株主資本**	**5,043,324**
施設利用会員権	85,715	**資本金**	**2,233,490**
その他	57,912	**資本剰余金**	**2,344,798**
投資損失引当金	△266,573	資本準備金	1,033,711
		その他資本剰余金	1,311,087
		利益剰余金	**2,049,492**
		利益準備金	81,809
		その他利益剰余金	1,967,684
		別途積立金	201,000
		繰越利益剰余金	1,766,684
		自己株式	**△1,584,456**
		評価・換算差額等	**108,395**
		その他有価証券評価差額金	**108,395**
		純資産合計	**5,151,719**
資産合計	**8,146,916**	**負債純資産合計**	**8,146,916**

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		9,366,807
売上原価		7,271,611
売上総利益		2,095,196
販売費及び一般管理費		1,404,054
営業利益		691,142
営業外収益		81,483
営業外費用		11,460
経常利益		761,165
特別利益		
投資有価証券売却益	29,306	
関係会社株式売却益	18,424	47,730
税引前当期純利益		808,895
法人税、住民税及び事業税	282,424	
法人税等調整額	49,810	332,234
当期純利益		476,661

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,233,490	1,033,711	1,697,960	2,731,671
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,233,490	1,033,711	1,697,960	2,731,671
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			157,492	157,492
自己株式の消却			△544,365	△544,365
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	－	－	△386,873	△386,873
当期末残高	2,233,490	1,033,711	1,311,087	2,344,798

	株主資本			
	利益剰余金			
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
		別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	81,809	201,000	1,398,650	1,681,458
会計方針の変更による累積的影響額			△6,102	△6,102
会計方針の変更を反映した当期首残高	81,809	201,000	1,392,548	1,675,356
当期変動額				
剰余金の配当			△102,525	△102,525
当期純利益			476,661	476,661
自己株式の取得				
自己株式の処分				
自己株式の消却				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	－	－	374,136	374,136
当期末残高	81,809	201,000	1,766,684	2,049,492

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△2,064,880	4,581,739	72,367	72,367	4,654,106
会計方針の変更による累積的影響額		△6,102			△6,102
会計方針の変更を反映した当期首残高	△2,064,880	4,575,637	72,367	72,367	4,648,004
当期変動額					
剰余金の配当		△102,525			△102,525
当期純利益		476,661			476,661
自己株式の取得	△280,502	△280,502			△280,502
自己株式の処分	216,561	374,053			374,053
自己株式の消却	544,365	－			－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			36,028	36,028	36,028
当期変動額合計	480,424	467,687	36,028	36,028	503,715
当期末残高	△1,584,456	5,043,324	108,395	108,395	5,151,719

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの　期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

③ たな卸資産

・仕掛品　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・貯蔵品　最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産
（リース資産を除く）

定率法
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建　　物　　３～18年
器具備品　　２～15年

② 無形固定資産
（リース資産を除く）

・ソフトウエア（販売目的）　見込有効期間（３年以内）における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を償却しております。

・ソフトウエア（自社利用目的）　社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法によって償却しております。

・その他　定額法を採用しております。

③ リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　売掛金等の債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 投資損失引当金　投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

④ 役員賞与引当金　役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

⑤ 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法
　退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
　数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の事業年度で一括して処理しております。

⑥ 株主優待引当金　将来の株主優待券の利用による費用の発生に備えるため、株主優待対象株主数に基づいて、翌期以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

⑦ 受注損失引当金　ソフトウェアの請負契約に基づく開発等のうち、当事業年度末で将来の損失が見込まれ、かつ当該損失を合理的に見積ることが可能なものについては、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア開発に係る売上高と売上原価の計上基準

・当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる開発
進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

・その他の開発
完成基準

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

・消費税等の会計処理　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．会計方針の変更に関する注記

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用）

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年３月26日）を当事業年度より適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っており、当該変更による影響額はありません。

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。）を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が9,481千円増加し、繰越利益剰余金が6,102千円減少しております。また、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

なお、１株当たり純資産は1.17円減少しております。また、１株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

３．貸借対照表等に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　147,604千円

(2) 保証債務

以下の関係会社の仕入債務に対して債務保証を行っております。

㈱ＰＬＭジャパン　548千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権　45,518千円

② 短期金銭債務　65,868千円

４．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高　51,812千円

② 仕入高　181,912千円

③ 営業取引以外の取引高　47,412千円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	3,968千株	0千株	1,186千株	2,782千株

（注）１．普通株式の自己株式の株式数の増加０千株は単元未満株式の買取による増加０千株であります。

２．普通株式の自己株式の株式数の減少1,186千株は、第三者割当による自己株式の処分による減少91千株、自己株式の消却による減少1,046千株、従業員持株ＥＳＯＰ信託から従業員持株会への売却による減少49千株であります。

３．普通株式の自己株式の株式数には、従業員持株ＥＳＯＰ信託が保有する当社株式（当事業年度期首246千株、当事業年度末197千株）が含まれております。

４．普通株式の自己株式の株式数には、平成27年２月26日開催の取締役会において導入を決議いたしました株式付与ＥＳＯＰ信託が保有する当社株式（当事業年度末273千株）が含まれております。

６．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	13,837千円
賞与引当金	131,482千円
未払費用	20,371千円
退職給付引当金	254,296千円
長期未払金	23,261千円
投資有価証券	12,022千円
施設利用会員権	10,311千円
投資損失引当金	86,210千円
その他	8,437千円
繰延税金資産小計	560,227千円
評価性引当額	△49,048千円
繰延税金資産合計	511,179千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△51,809千円
繰延税金資産の純額	459,370千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.8%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	5.8%
住民税均等割	1.0%
評価性引当額の増減額（△は減少）	0.9%
所得拡大促進税制特別税額控除	△2.4%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.1%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は41,864千円減少し、法人税等調整額が47,151千円、その他有価証券評価差額金が5,287千円増加しております。

7．リースにより使用する固定資産に関する注記

① 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

② 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

8．関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	㈱テクノウェアシンク	所有 直接100%	役員の兼任	増資の引受(注)1	180,000	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1．当社が㈱テクノウェアシンクの行った株主割当増資を引き受けたものであります。

2．取引金額に消費税は含まれておりません。

9．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　987円29銭

(2) 1株当たり当期純利益　92円20銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

追加情報

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引（従業員持株ＥＳＯＰ信託））

当社は従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当社の業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、「従業員持株ＥＳＯＰ信託」を導入しております。

(1) 取引の概要

従業員持株ＥＳＯＰ信託は、当社従業員持株会の「ＢＢＳグループ従業員持株会」（以下「持株会」）が５年間にわたり取得すると見込まれる数の当社株式を一括取得し、毎月一定日に持株会へ売却を行います。

(2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

「従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号　平成27年３月26日）第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託が保有する当社株式の信託における帳簿価額は、前事業年度108,623千円、当事業年度87,022千円で、株主資本において自己株式として計上しております。

また、当該株式の期末株式数は、前事業年度246千株、当事業年度197千株、期中平均株式数は、前事業年度269千株、当事業年度220千株であり、１株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引（株式付与ＥＳＯＰ信託））

当社は従業員の帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図ることを主たる目的として、信託を通じて自社の株式を交付する「株式付与ＥＳＯＰ信託」を導入しております。

(1) 取引の概要

当社が従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定しております。当該信託は、予め定める従業員向け株式交付規程に基づき、従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を一括取得し、その後、従業員向け株式交付規程に従い、当社株式を従業員に交付します。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度において280,371千円、273千株であります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月18日

株式会社ビジネスブレイン太田昭和
取　締　役　会　　御中

ひびき監査法人
代　表　社　員
業務執行社員　公認会計士　倉　持　政　義　㊞
業務執行社員　公認会計士　田　中　弘　司　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ビジネスブレイン太田昭和の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビジネスブレイン太田昭和及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月18日

株式会社ビジネスブレイン太田昭和
取　締　役　会　　御中

ひびき監査法人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　倉　持　政　義　㊞

業務執行社員　公認会計士　田　中　弘　司　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ビジネスブレイン太田昭和の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月20日

株式会社ビジネスブレイン太田昭和　監査役会

常勤監査役(社外監査役)	岩　渕　信　夫	㊞
社外監査役	渋　谷　道　夫	㊞
社外監査役	立　岡　　繁	㊞
社外監査役	古　谷　伸太郎	㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、変更案第28条及び第36条の一部を変更するものであります。

なお、定款第28条に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　　更　　案
（社外取締役との責任限定契約） 第28条 当会社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	（取締役との責任限定契約） 第28条 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第427条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
（社外監査役との責任限定契約） 第36条 当会社は、社外監査役との間で、会社法第427条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	（監査役との責任限定契約） 第36条 当会社は、監査役との間で、会社法第427条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第２号議案　取締役10名選任の件

取締役８名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため２名を増員し、取締役10名（うち社外取締役２名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	いしかわ　としひこ 石川　俊彦 (昭和26年９月６日生)	昭和52年４月　昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所 昭和56年３月　当社入社 平成３年６月　当社取締役 平成９年６月　当社常務取締役 平成13年６月　当社取締役（非常勤） 平成14年10月　当社常務取締役 平成16年６月　当社専務取締役 平成17年４月　当社専務取締役営業本部長 平成20年６月　当社取締役副社長営業本部長 平成21年４月　当社代表取締役社長（現任）	74,700株
2	かみむら　まさひろ 神村　昌宏 (昭和27年４月23日生)	昭和53年４月　秩父セメント株式会社（現秩父太平洋セメント株式会社）入社 昭和59年１月　当社入社 平成15年４月　当社執行役員営業本部長 平成15年６月　当社取締役 平成17年６月　当社常務取締役ソリューション本部長 平成20年６月　当社専務取締役 平成22年４月　当社取締役専務執行役員グループ営業統括 平成23年４月　当社取締役専務執行役員グループ事業統括 平成25年６月　当社代表取締役専務執行役員グループ事業統括（現任） ［重要な兼職の状況］ 株式会社ＰＬＭジャパン代表取締役	43,300株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	のざき まさ ゆき 野崎 正幸 (昭和35年４月９日生)	昭和58年４月　昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所 昭和60年７月　当社入社 平成15年４月　当社理事コンサルティング事業部長 平成15年６月　当社取締役 平成17年４月　当社取締役コンサルティング本部長 平成22年４月　当社取締役執行役員コンサルティング本部長 平成23年４月　当社取締役執行役員グループ管理統括兼管理本部長 平成26年４月　当社取締役常務執行役員グループ管理統括兼管理本部長（現任）	47,700株
4	こみや かずひろ 小宮 一浩 (昭和37年９月29日生)	平成２年７月　井上監査法人入所 平成10年３月　当社入社 平成15年４月　当社ＣＰＡ室長 平成18年４月　当社理事 平成20年４月　当社アカウンティングコンサルティング本部長 平成23年４月　当社執行役員コンサルティング統括本部長 平成25年６月　当社取締役執行役員コンサルティング統括本部長 平成27年４月　当社取締役常務執行役員コンサルティング統括本部長（現任） ［重要な兼職の状況］ 株式会社ＢＢＳアウトソーシング代表取締役	4,800株
5	まつもと しょうじ 松本 松仁 (昭和34年８月30日生)	昭和58年３月　当社入社 平成17年４月　当社大阪支店長 平成19年４月　当社理事大阪支店長 平成21年４月　当社執行役員大阪支店長 平成23年６月　当社取締役執行役員大阪支店長 平成26年４月　当社取締役執行役員グループ調達統括兼調達本部長（現任） ［重要な兼職の状況］ 株式会社アイ・エス・エス代表取締役	17,200株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
6	まつ　い　まさ　し 松　井　雅　史 (昭和37年４月18日生)	昭和59年４月　当社入社 平成21年４月　当社理事ソリューション本部副本部長 平成22年４月　当社理事ソリューション本部長 平成23年４月　当社執行役員ソリューション本部長 平成26年４月　当社執行役員グループ製造統括兼ソリューション統括本部長 平成26年６月　当社取締役執行役員グループ製造統括兼ソリューション統括本部長（現任）	9,400株
7 ※	いの　うえ　のり　ひさ 井　上　典　久 (昭和38年８月３日生)	昭和61年４月　コンピューターサービス株式会社（現ＳＣＳＫ株式会社）入社 平成15年７月　ハイペリオン株式会社入社 平成22年８月　当社入社 平成25年４月　当社理事営業企画推進本部長 平成26年４月　当社執行役員営業企画推進本部長（現任）	－株
8	うめ　ざわ　けい　じ 梅　澤　惠　二 (昭和33年11月12日生)	昭和58年４月　株式会社三洋ソフトウェアサービス入社 平成９年12月　株式会社ファイナンシャルブレインシステムズ入社 平成11年４月　同社管理本部長 平成15年６月　同社常務取締役営業本部長 平成19年４月　同社常務取締役開発本部長 平成20年６月　同社専務取締役 平成21年６月　同社代表取締役専務 平成25年６月　当社取締役（現任） 平成25年６月　株式会社ファイナンシャルブレインシステムズ代表取締役社長（現任） ［重要な兼職の状況］ 株式会社ファイナンシャルブレインシステムズ代表取締役	7,900株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
9 ※	いのうえ　まさゆき 井上　雅行 (昭和30年７月16日生)	昭和53年４月　株式会社日立製作所入社 平成21年10月　同社情報・通信システム社　情報通信グループゼネラルマーケットビジネス統括本部長 平成23年４月　株式会社日立ハイシステム２１代表取締役社長 平成25年４月　株式会社日立ソリューションズ常務執行役員営業統括本部長 平成27年４月　同社取締役常務執行役員営業統括本部長（現任）	―株
10 ※	はせがわ　よういち 長谷川　洋一 (昭和23年10月２日生)	昭和50年10月　ダイワ精工株式会社入社 平成７年10月　コブラゴルフジャパン株式会社社長 平成10年３月　リンクスゴルフジャパン株式会社社長 平成13年４月　株式会社東京ロジテック顧問（現任） 平成25年９月　株式会社エミー顧問（現任）	―株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．取締役候補者井上雅行氏及び長谷川洋一氏は、社外取締役の候補者であります。
４．井上雅行氏を社外取締役候補者とした理由は、システム会社の役員としての豊富な経験と見識を有し、一般投資家保護の観点で、経営陣から独立して提言・監督することができると判断し候補者としております。
５．長谷川洋一氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験と東南アジアに関する見識があり、当社のグローバル展開にあたって、経営陣から独立してリスク管理を含めた助言・監督をすることができると判断し候補者としております。
６．井上雅行氏及び長谷川洋一氏の選任が承認された場合は、当社は両氏との間で、法令に定める最低責任限度額まで責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
７．井上雅行氏及び長谷川洋一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第３号議案　取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

１．提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役を除く。以下同様。）の報酬は、「基本報酬」及び「賞与」により構成されていましたが、新たに、取締役を対象とする株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。なお、後述のとおり、本制度においては、当社の取締役に対する役員報酬及び当社のグループ会社（以下「当社グループ会社」といい、当社及び当社グループ会社を併せて「対象会社」という。）の取締役に対する役員報酬を一体的に管理することといたします。

本制度の導入は、取締役を対象に、これまで以上に各対象会社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

具体的には、平成４年６月26日開催の第25回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額270百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠で、新たな株式報酬を、各事業年度の役位及び業績達成度等に応じて、当社の取締役に対して支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、現在対象となる当社の取締役の員数は６名、当社グループ会社の取締役の員数は15名であり、第２号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり可決されますと、対象となる当社の取締役の員数は７名となります。

２．本制度における報酬等の額・内容等

(1)本制度の概要

各対象会社が拠出する取締役の報酬額（下記(2)のとおり。）を原資として当社株式が信託を通じて取得され、役位及び業績達成度等に応じて取締役に当社株式が交付される株式報酬制度です。ただし、取締役が当社株式の交付を受けるのは、平成29年６月及び取締役退任時となります。

(2)対象会社が拠出する金員の上限

各対象会社は、連続する５事業年度（当初は平成28年３月31日で終了する事業年度から平成32年３月31日で終了する事業年度までの５事業年度とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各５事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象として本制度を導入します。当社は、対象期間ごとに合計150百万円（ただし、当初の対象期間については175百万円）を上限とする金員を、当社の取締役への報酬として拠出し、当社グループ会社が各当社グループ会社の取締役等への報酬として拠出する金銭（各当社グ

ループ会社が拠出する金銭の総額は金150百万円（ただし、当初の対象期間については175百万円）を上限とする。）と併せて、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託期間５年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（下記の信託の期間の延長を含む。）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。本信託内の当社株式は、各対象会社が拠出した金額に応じて勘定を分けて管理されます。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続することがあり得ます。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、延長された信託期間ごとに、各当社グループ会社は、それぞれの株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を当社に新たに拠出し、当社は、当社グループ会社から拠出を受けた金銭に、金150百万円の範囲内で当社の取締役に対する報酬の原資となる金銭をあわせて追加信託し、各対象会社は、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイント数の付与を継続します。かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内の当社の取締役等の報酬に対応する勘定に残存する当社株式（取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、300百万円の範囲内とします。

(3) 取締役が取得する当社株式数の算定方法と上限

信託期間中の毎年３月31日に、同日で終了した事業年度（以下「評価対象事業年度」という。）における役位及び業績達成度等に応じて、取締役に一定のポイント数が付与されます。１ポイントは当社株式１株とします。信託期間中に株式分割・株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

ポイント数の算定は、役位毎に定められた基準ポイントに、評価対象事業年度に係る業績達成度等に応じて決定される支給係数を乗じて行われ、信託期間内において毎年付与されます。ただし、平成28年度（第50期）に付与されるポイントに限り、基準ポイントを３倍としてポイント数の算定を行います。なお、取締役には平成29年６月及び取締役退任時に、ポイント数に応じた株式が交付されます。

当社の取締役が付与を受けることができるポイント数の１年当たりの総数の上限は15,000ポイントとします。ただし、平成28年３月31日で終了する事業年度を評価対象事業年度として付与されるポイント数の総数に限り、45,000ポイントを上限とします。

(4)当社の取締役に対する株式交付時期

受益者要件を満たす当社の取締役は、平成29年６月及び取締役退任時点において、所定の受益者確定手続きを行うことにより、当該時点までに付与されていたポイント数に応じた数の当社株式について、本信託から交付を受けることができます。

(参考)

なお、本制度の詳細については、「役員向け株式報酬制度の導入に関するお知らせ」（後記ご参考：当社平成27年５月26日付プレスリリースの抜粋）をご参照下さい。

以　上

(ご参考：当社平成27年５月26日付プレスリリースの抜粋)

１．本制度の導入について

(1)当社は対象会社の取締役を対象に、これまで以上に各対象会社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、本制度を導入します（注）。

(2)対象会社の取締役に対する本制度の導入は、平成27年６月下旬に開催予定の各対象会社の定時株主総会（以下「本株主総会」という。）において承認を得ることを条件とします。

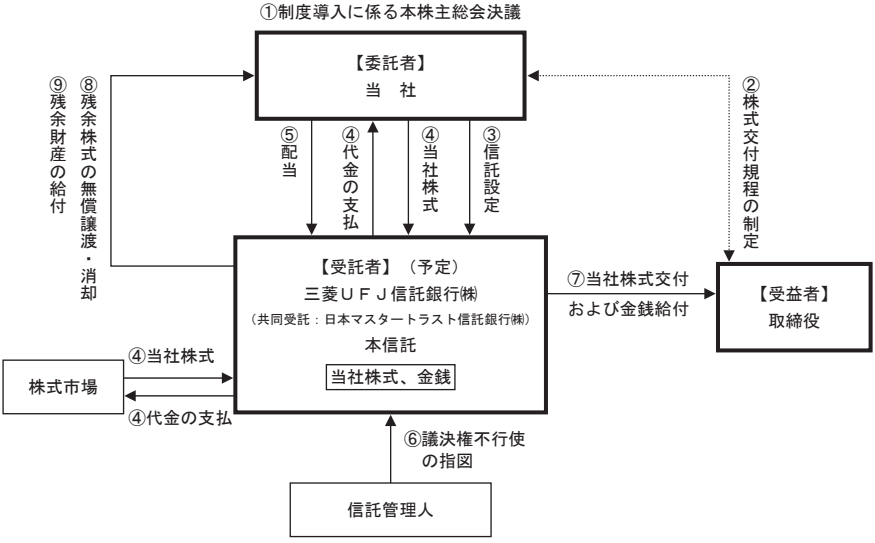
(3)本制度では、役員報酬ＢＩＰ（Board Incentive Plan）信託（以下「ＢＩＰ信託」という。）と称される仕組みを採用します。ＢＩＰ信託とは、米国の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、ＢＩＰ信託が取得した当社株式を役位や業績目標の達成度等に応じて取締役に交付するものです。

(4)当社は、ＢＩＰ信託の信託期間が満了した場合、新たなＢＩＰ信託を設定し、または信託期間の満了した既存のＢＩＰ信託の変更及び追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しています。

(注)本制度の導入により、対象会社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「株式報酬」により構成されることになります。また、業務執行から独

立した立場である対象会社の社外取締役及び監査役の報酬については、「基本報酬」のみによって構成されます。

２．ＢＩＰ信託の仕組み



①　各対象会社は、本制度の導入に際して、本株主総会にてそれぞれ役員報酬の決議を得ます。 ②　各対象会社は、本制度の導入に関して、取締役会にて、役員報酬に係る株式交付規程を制定します。 ③　当社のグループ会社は、それぞれ①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を当社に拠出し、当社は、当社のグループ会社から拠出を受けた金銭に、①の当社の株主総会決議で承認を受けた範囲内で、当社取締役に対する報酬の原資となる金銭を合わせて信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とするＢＩＰ信託（本信託）を設定します。 ④　本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の当社の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。なお、本信託内の当社株式は、各対象会社が拠出した金額に応じて勘定を分けて管理されます。 ⑤　本信託は当社の株主として、分配された配当金を受領します。

⑥　本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
⑦　信託期間中、役位及び業績達成度等に応じて、対象会社の取締役に一定のポイント数が付与されます。一定の受益者要件を満たす対象会社の取締役に対して、当該取締役に付与されたポイント数の一定割合に相当する当社株式が在任時及び退任時に交付され、残りのポイント数に相当する株数の当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が在任時及び退任時に給付されます。
⑧　信託終了時に残余株式が生じた場合、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
⑨　本信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で、帰属権利者たる当社に帰属する予定です。

※受益者要件を充足する対象会社の取締役への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、各対象会社は、（当社のグループ会社については当社を通じて）本信託に対し、本株主総会決議でそれぞれ承認を受けた範囲内で、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

(1)本制度の概要

本制度は、平成28年３月31日で終了する事業年度から平成32年３月31日で終了する事業年度までの５年間（以下「対象期間」という。）（※）を対象として、各事業年度の役位及び業績達成度等に応じて当社株式を役員報酬として交付する制度です。

（※）下記(4)第２段落の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各５事業年度をそれぞれ対象期間とします。

(2)制度導入手続

各対象会社は、本株主総会において、本信託に拠出する金額の上限及び対象会社の取締役が付与を受けることができるポイント数（下記（５）に定める。）の１年当たりの総数の上限その他必要な事項を決議します。なお、下記(4)第２段落の信託期間の延長を行う場合は、各対象会社は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって決定します。

(3)本制度の対象者（受益者要件）

各対象会社の取締役は、平成29年６月１日時点及び取締役退任時（全ての対象会社の取締役を退任した時点）において、それぞれ受益者要件を満たしてい

ることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、各時点までのポイント数（下記(5)に定める。）に応じた数の当社株式について、本信託から交付を受けることができます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

① 在任時交付については平成29年６月１日時点、退任時交付については対象期間中に、対象会社の取締役であること（対象期間中に新たに取締役になった者を含む。）

② 退任時交付については全ての対象会社の取締役を退任していること（※）

③ 懲戒解雇等により退任した者や在任中に一定の非違行為があった者でないこと

④ 下記(5)に定めるポイント数が決定されていること

⑤ その他株式報酬制度として趣旨を達成するために必要と認められる要件

※ ただし、下記(4)第１段落の信託期間の延長が行われ、延長期間の満了時においても本制度の対象者が取締役として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、取締役を退任していなくとも、当該対象者に対して取締役の在任中に当社株式が交付されることになります。

(4)信託期間

平成27年９月11日（予定）から平成32年８月末日（予定）までの約５年間とします。ただし、当該期間の終了時に、受益者要件を満たす可能性のある対象会社の取締役が在任している場合には、それ以降、各対象会社の取締役に対するポイント数の付与は行われませんが、当該取締役が退任し、当該取締役に対する当社株式の交付が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

また、信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続することがあり得ます。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、各対象会社の取締役に対するポイント数の付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（各対象会社の取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で給付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

(5)対象会社の取締役に交付される株式数

信託期間中の毎年３月31日に、同日で終了した事業年度（以下「評価対象事業年度」という。）における役位及び業績達成度等に応じて、対象会社ごとに、取締役に一定のポイント数が付与されます。１ポイントは当社株式１株とします。信託期間中に株式分割・株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

ポイント数の算定は、役位毎に定められた基準ポイントに、評価対象事業年度に係る業績達成度等に応じて決定される支給係数を乗じて行われ、信託期間内において毎年付与されます。ただし、平成28年度（第50期）に付与されるポイントに限り、基準ポイントを３倍としてポイント数の算定を行います。なお、対象会社の取締役には平成29年６月及び取締役退任時に、ポイント数に応じた株式が交付されます。

(6)本信託に拠出される信託金の予定額及び本信託から交付される当社株式の予定株数

信託期間ごとに本信託に拠出される信託金の金額（※）及び年間付与ポイント数は、対象会社ごとに、それぞれ以下の上限に服するものとします。

※　信託期間内の本信託による株式取得資金及び信託報酬・信託費用の合算金額となります。

	信託金の上限金額	年間付与ポイント数の上限
当　　社	150百万円	15,000ポイント
	（当初の対象期間のみ175百万円）	（平成28年度を評価対象事業年度として付与されるポイント数のみ、45,000ポイント）
グループ会社の合計	150百万円	15,000ポイント
	（当初の対象期間のみ175百万円）	（平成28年度を評価対象事業年度として付与されるポイント数のみ、45,000ポイント）
合　　計	300百万円	30,000ポイント
	（当初の対象期間のみ350百万円）	（平成28年度を評価対象事業年度として付与されるポイント数のみ、90,000ポイント）

本株主総会において、各対象会社で上記の通り決議がなされた場合、各対象会社の取締役が本信託から交付を受けることができる当社株式の株数は、かかるポイント数に相当する株数の上限に服することになります。

また、本信託により取得する当社株式の株数（以下「取得株式数」という。）は、対象期間中の各事業年度におけるポイント数の上限の合計に相当する株数

である150,000株（ただし、当初の対象期間のみ210,000株）を上限とします。
(7)本信託による当社株式の取得方法
本信託による当初の当社株式の取得は、上記（６）の各対象会社の株式取得資金及び取得株式数の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得または株式市場からの取得を予定しています。取得方法の詳細については、本株主総会決議後に改めて当社で決定し、開示いたします。
なお、信託期間中、各対象会社の取締役の増員等により、本信託内の株式数が信託期間中に各対象会社の取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記（６）の各対象会社のそれぞれの信託金及び取得株式数の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。
(8)対象会社の取締役に対する株式交付時期
受益者要件を満たす対象会社の取締役は、平成29年６月及び取締役退任時点において、所定の受益者確定手続を行うことにより、当該時点までに付与されていたポイント数に応じた数の当社株式について、本信託から交付を受けることができます。
(9)本信託内の当社株式に関する議決権行使
本信託内にある当社株式（すなわち上記（５）により各対象会社の取締役に交付される前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。
(10)本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い
本信託内の当社株式についての剰余金配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で残余が生じた場合には、各対象会社の取締役のうち、本信託の終了に際して、所定の受益者要件を満たして信託契約に基づき本信託の受益者となった者に対して交付されることになります。
(11)信託終了時の取扱い
評価対象事業年度における業績目標の未達等により、信託終了時に残余株式（信託終了時に退任していない受益者要件を満たす可能性がある対象会社の取締役に対して、その退任時に交付することが予定される株式を除く。）が生じた場合は、株主還元策として、信託終了時に本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、取締役会決議により消却することを予定しています。

（ご参考）信託契約の内容

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	対象会社の取締役に対するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者（予定）	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 （共同受託者　日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤受益者	対象会社の取締役のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	専門実務家であって、当社と利害関係のない第三者
⑦信託契約日（予定）	平成27年９月11日
⑧当初信託期間（予定）	平成27年９月11日～平成32年８月末日
⑨制度開始日（予定）	平成27年10月１日、翌年の３月31日からポイント付与を開始
⑩議決権行使	議決権は行使しないものとします。
⑪取得株式の種類	当社普通株式
⑫帰属権利者	当社
⑬残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

【信託・株式関連事務の内容】

①信託関連事務	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。
②株式関連事務	三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。

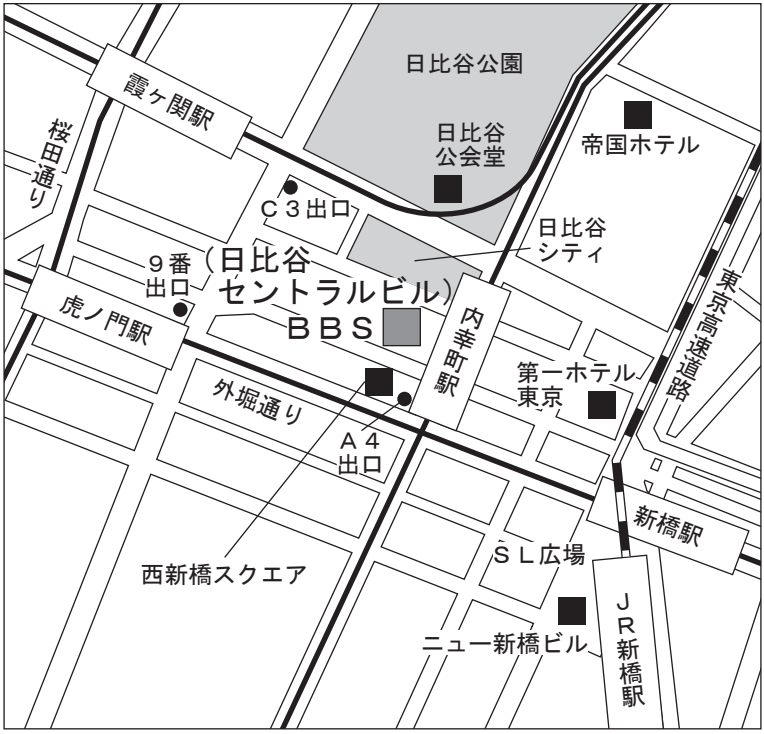
以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

東京都港区西新橋一丁目２番９号
日比谷セントラルビル21階　会議室
ＴＥＬ（03）3507-1300

地下鉄三田線「内幸町駅」Ａ４出口徒歩２分
地下鉄銀座線「虎ノ門駅」９番出口徒歩７分
地下鉄丸ノ内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関駅」Ｃ３出口徒歩８分
ＪＲ線「新橋駅」日比谷口徒歩８分



○駐車場の準備はいたしておりませんので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。
○会場の都合上、ご入場になれますのは午前９時からとなりますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。